

# 令和4年度(令和3年分)市民税・県民税申告の手引き

提出期限 3月15日(火)

新型コロナウイルス感染予防のため、郵送での提出にご協力をお願いします

旭市の税務行政につきまして、日頃よりご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

市民税・県民税は、日常生活に欠かせない行政サービスを行うため、広く市民の皆様にご負担をお願いしている大切な税金です。この手引きをご覧のうえ、申告が必要な方は、前年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)の収入について申告書に記入し、**3月15日(火)までに提出してください。**

## 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税は、令和4年1月1日に旭市にお住まいの方について、前年中の所得に基づいて計算される税金です。申告書は、その税金を計算するための大切な資料となります。

現在、旭市外に住所がある方でも令和4年1月1日に旭市に住所があれば旭市において課税されるため、旭市に申告書を提出していただく必要があります。

1月1日にお住まいの市区町村が旭市でない場合は、その市区町村へお問い合わせください。

## 申告書の提出が必要な方(収入がなかった方も提出が必要です)

この申告書は、次の方に送付しています。

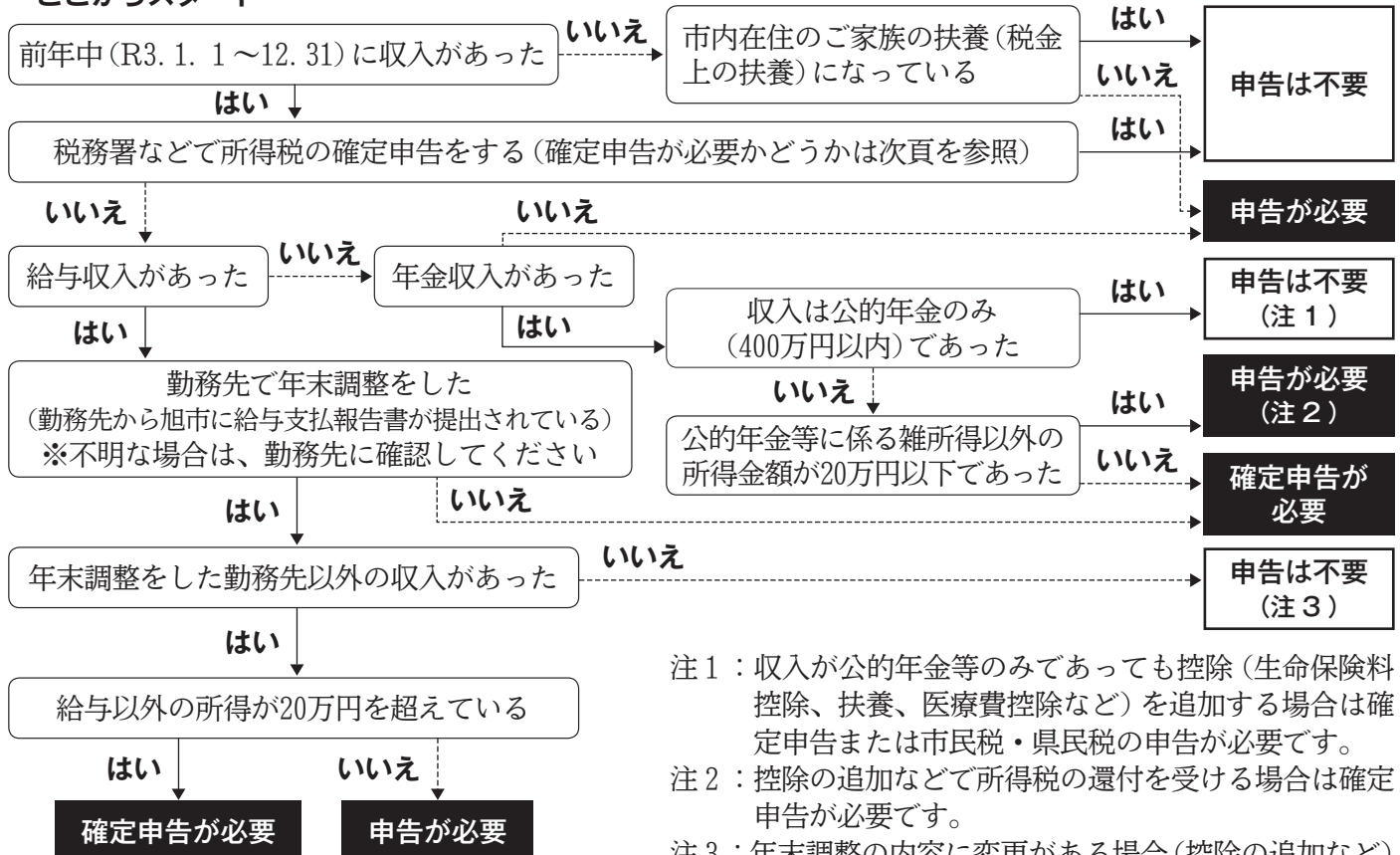
- (1)前年度、市民税・県民税の申告をされた方
- (2)前年度、未申告の方
- (3)令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に19歳となる方

申告書は申告が不要な場合でも届く場合がありますので、以下のフローチャートを参考に、申告を行う必要があるか確認してください。申告が必要な方は、この手引きを参照し、申告書を提出してください。

**\*収入がなかった方も、申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」を記入し、提出してください。**

申告書の提出がない場合は証明書が発行できないほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険や介護保険などの保険料の算定、保育料の算定、子ども医療費の助成、児童手当の受給など各種福祉サービスに支障が生じる場合があります。

### ここからスタート



注1：収入が公的年金等のみであっても控除(生命保険料控除、扶養、医療費控除など)を追加する場合は確定申告または市民税・県民税の申告が必要です。

注2：控除の追加などで所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

注3：年末調整の内容に変更がある場合(控除の追加など)は確定申告が必要です。

## ※確定申告が必要な方

(ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合、銚子税務署(0479-22-1571)へお問い合わせください)

- ・ 営業、農業、不動産、譲渡所得などの所得があり、所得税を納税する必要がある方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方で、所得税を納税する必要がある方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下だが、所得税が源泉徴収されていて、医療費控除等により還付を受けたい方
- ・ 給与所得者で年末調整を受けていない方(年の途中で退職した方など)
- ・ 給与所得者で年末調整を受けたが、それ以外の給与収入が20万円を超える方
- ・ 給与所得者で年末調整を受けたが、医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
- ・ 複数の所得があり、所得税を納税する必要がある方

## 申告書の提出方法

### (1) 郵送

同封の封筒に、必要事項を記入した申告書と必要書類を入れて、旭市役所税務課までお送りください。

### (2) 窓口 ※土・日・祝日を除く

提出場所：旭市役所税務課(1階4番窓口)

受付時間：8:30~17:15

申告期間：申告書が届いた日から3月15日(火)まで

### (3) 申告相談(職員に相談をしながら申告書を作成したい場合) ※土・日・祝日を除く

申告書が届いた日から2月15日(火)までは、**税務課窓口(1階4番窓口)**にお越しください。

2月16日(水)から3月15日(火)までは、**申告会場(旭市役所1階市民ホール)**で受け付けます。

2月16日(水)以降は大変混み合いますので、申告書が届いたらお早めにご相談ください。

## 申告書の控えが必要な場合

申告書を記入後、コピーをお取りください。

[郵送の場合] 記入済の申告書とコピー、切手を貼った返信用封筒を併せてご送付ください。

[窓口の場合] 記入済の申告書とコピーを併せてご持参ください。

## 申告に必要なもの

### (1) 市民税・県民税申告書

### (2) 個人番号確認書類(マイナンバーカード、記載事項に変更のない通知カードまたはマイナンバー入りの住民票)

### (3) 身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証など)

[収入があった場合、その収入が確認できる書類を提出してください]

### (4) 源泉徴収票(給与、年金)、支払調書など

### (5) 営業、農業、不動産所得がある場合は、収支内訳書

[各種控除を受ける場合、その控除内容が確認できる書類を提出してください]

### (6) 医療費控除明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(領収書は不要)

### (7) 生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料含む)の払い込みを証明する書類

### (8) 国民年金、国民年金基金の控除証明書または領収書

※上記以外の控除を受ける場合でも、内容が確認できる書類を提出してください。

## 申告書の書き方

書き方については、**4ページ**をご覧ください。

### 【収入がなかった場合の書き方】

#### (1) 申告書表面の住所・氏名・生年月日・電話番号などを記入してください。

#### (2) 申告書表面の2 所得金額欄の⑫合計欄に「0」(ゼロ円)と記入してください。

#### (3) 申告書裏面の一番上の欄「※収入がなかった方等の記入欄」を記入してください。

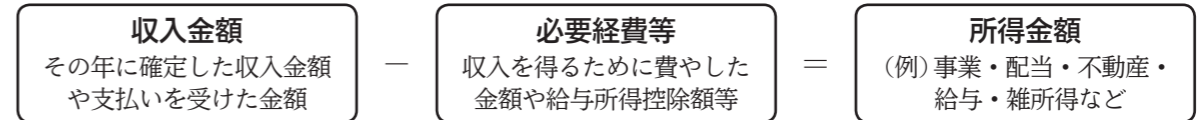
### 申告書裏面(抜粋)

※収入がなかった方等の記入欄(収入が非課税所得のみであった方もこちらを記入してください。)  
下記1~8の該当する欄に記入してください。この申告書は、証明書の発行、国民健康保険税額の算定や軽減、各種所得による資格判定等にも使われますので、収入がなかった方及び非課税所得のみだった方も申告が必要です。

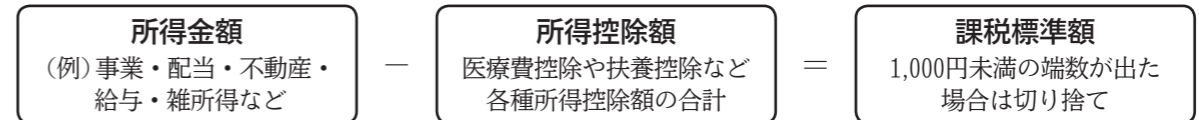
1	非課税所得があった	①遺族年金・障害年金・老齢福祉年金を受けていた。金額	円
		②雇用保険・労災保険による給付を受けていた。金額	円
2	扶養されていた 送付・援助を受けていた	扶養(援助)者氏名	あなたとの続柄
		扶養(援助)者住所(〒○○○-○○○)	
3	学 生 の 場 合	学校名	(令和3年12月31日現在 年生)
4	預 貯 金 で 生 活		
5	入 院 ・ 療 養 申 込 だ っ た		
6	生 活 保 護 を 受 け て いた		
7	他の住所(海外)に居住	令和4年1月1日現在の住所	
8	そ の 他	(具体的に)	

## 市民税・県民税の算出方法(一般的な税額計算のしくみ)

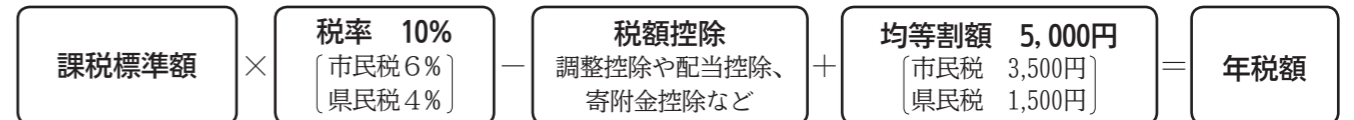
### (1) 所得金額の計算



### (2) 課税標準額の計算



### (3) 税額の計算



### (4) 調整控除

次の金額が「調整控除」として控除されます。

合計課税所得金額	市民税3%	県民税2%
200万円以下	次のイ・ロのいずれか少ない額の5% イ 市民税・県民税と所得税の人的控除(※)の差の合計額 ロ 合計課税所得金額	
200万円超	〔上記イの金額－(合計課税所得金額－200万円)〕×5% この額が2,500円未満の場合、2,500円	

※人的控除の差とは、所得税と市民税・県民税の人的控除の差額をいいます。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

### (5) 配当控除

	課税所得金額が1,000万円以下の部分		課税所得金額が1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### (6) 配当割額控除または株式譲渡所得割額控除

区分	市民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

### (7) 寄附金税額控除

寄附先	都道府県・市区町村 (特例控除対象)	住所地の日本赤十字社・都道府県共同募金会 県・市の条例で定めるもの 都道府県・市区町村(特例控除対象外)
控除率	①基本控除 (A(※1)－2,000円)×10% ②特例控除(市民税・県民税所得割の2割が限度) (B(※1)－2,000円)×(90%－(0~45%))×1.021 適用される所得税の税率↑ ①と②の合計額を税額控除	①基本控除 (A(※2)－2,000円)×10% ↑ 市が指定した寄附金は6% 県が指定した寄附金は4% 県・市が指定した寄附金は10%

A：寄附金の支払額もしくは総所得金額等の合計額の30%のうちいずれか小さい方の額

B：総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

※1 都道府県・市区町村(特例控除対象)に対する寄附金の合計額

※2 複数の団体に対して寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

### (8) 市民税・県民税が課税されない方

#### ①所得割・均等割ともに非課税…次のア、イ、ウのいずれかに該当する方

ア 令和4年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、令和3年中の合計所得金額が135万円以下の方

ウ 令和3年中の合計所得金額が、次の算式によって得た金額以下の方

〔28万円×(同一生計配偶者及び扶養親族数+1)+10万円〕+(同一生計配偶者または扶養親族がいる場合16.8万円)

#### ②所得割のみ非課税…上記以外の方で、令和3年中の総所得金額等が次の算式によって得た金額以下の方

〔35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族数+1)+10万円〕+(同一生計配偶者または扶養親族がいる場合32万円)

### 3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

#### 4. 所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除（種類ごとに支払った保険料の合計額を3-⑬に記入、合計額を4-⑬に記入してください）

前年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族の方が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）をあなたが支払った場合に控除できます。  
★証明書（国民年金保険料の社会保険料控除証明書等）・領収証を添付してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除（4-⑭に支払った掛金の合計額を記入してください）  
前年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金（旧第2種共済掛金を除きます）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）もしくは心身障害者扶養共済金がある場合に控除できます。★証明書を添付してください。

⑮生命保険料控除（区分ごとに支払った保険料の合計を3-⑮に記入、控除額は6ページの計算方法を参照し4-⑮に記入してください）

前年中にあなたが支払った新（旧）生命保険料や介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料がある場合に控除できます。★証明書を添付してください。

⑯地震保険料控除（支払った保険料を3-⑯に記入、控除額を6ページの計算方法から算出し4-⑯に記入してください）

家屋や家財などの生活資産を補填する支払いを目的とした地震保険契約等について、前年中にあなたが支払った保険料がある場合に控除できます。★証明書を添付してください。

⑰・⑱寡婦・ひとり親控除  
控除額を7ページで確認し、該当する場合は3-⑰または⑱に「レ」を記入、控除額を4-⑰～⑱に記入してください。

⑲勤労学生控除（該当する場合は、3-⑲を記入、控除額 26万円を4-⑲に記入してください）

あなたが学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下（そのうち勤労によらない所得が10万円以下）の場合に控除できます。★学生証のコピーを添付してください。

⑳障害者控除（7ページを参照し障害の区分を確認、3-㉔を記入、控除額を4-㉔に記入してください）

あなたや同一生計配偶者および扶養親族が令和3年12月31日（年の途中で亡くなられた方については死亡日）の現況で障害者である場合に控除できます。★手帳のコピーまたは障害者控除対象者認定書を添付してください。

㉑配偶者控除（該当する場合は3-㉑を記入、控除額を7ページで確認し4-㉑に記入してください）

令和3年12月31日（年の途中で亡くなられた方については死亡日）の現況で、あなたと生計を一にする配偶者が前年中の合計所得金額48万円以下の場合に控除できます。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合や他の方の扶養親族となっている場合には適用できません。

※同一生計配偶者のチェック欄  
あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合には、「レ」を記入してください。

㉒配偶者特別控除（該当する場合は3-㉒を記入、控除額を7ページで確認し4-㉒に記入してください）

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に控除できます。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合は適用できません。

㉓扶養控除（該当する場合は3-㉓を記入、控除額を7ページで確認し4-㉓に記入してください）

令和3年12月31日（年の途中で亡くなられた方については死亡日）現在で、あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）が前年中の合計所得金額48万円以下の場合に控除できます。ただし、その方が事業専従者となっている場合や他の方の扶養親族となっている場合には適用できません。

\*16歳未満の扶養親族の欄  
控除額は0円ですが、非課税の判定をする際の計算式にある扶養親族数に算入することができますので忘れずに記入してください。

㉔基礎控除（控除額を4-㉔に記入してください）  
あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除できます。  
控除額 あなたの前年中の合計所得金額が2,400万円以下である場合 43万円  
(2,400万円超2,450万円以下 29万円、2,450万円超2,500万円以下 15万円)

## 申告書の書き方

住所・氏名欄  
1月1日現在の住所・氏名（自署）・生年月日・世帯主・続柄（世帯主からみたあなた）電話番号・個人番号などを記入してください。

令和4年度（令和3年分）市民税・県民税 申告書										確認欄		
旭市長税	現住所	旭市二の2132								整理番号	空欄でかまいません	
提出年月日	1月1日現在の住所	アサヒ アサビー								業種又は職業	会社員	
年 月 日	氏名	旭 あさびー								電話番号	090-1234-5678	
4 1 20	氏名	旭 太郎								個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	
	生年月日	31・1・1								続柄	子	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（収入がなかった場合、裏面の※を記入してください）

所得から差し引かれる金額に関する事項	控除額	所得金額
⑬ 社会保険料控除	国民年金 240,000円	1 営業等 ア
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	100,000円	2 農業 イ
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 100,000円 新個人年金保険料の計 120,000円	3 不動産 ウ
⑯ 地震保険料控除	50,000円	4 利子 エ
⑰・⑱ 寡婦・ひとり親控除	75,000円	5 配当 オ
⑲ 勤労学生控除	260,000円	6 雑所得 ケ
⑳ 障害者控除	旭大学	7 その他 コ
㉑ 配偶者控除	旭 一郎	8 短期シ
㉒ 配偶者特別控除	旭 一郎	9 一時シ
㉓ 扶養控除	旭 一郎	10 事業等 ①
㉔ 基礎控除	旭 一郎	11 農業 ②
⑳ 寡婦・ひとり親控除	旭 一郎	12 不動産 ③
㉑ 配偶者控除	旭 一郎	13 利子 ④
㉒ 配偶者特別控除	旭 一郎	14 配当 ⑤
㉓ 扶養控除	旭 一郎	15 給付 ⑥
㉔ 基礎控除	旭 一郎	16 公的年金等 ⑦
㉕ 雑損控除	旭 一郎	17 業 務 ⑧
㉖ 医療費控除	旭 一郎	18 その他 ⑨
㉗ 雑損控除	旭 一郎	19 合計(⑦+⑧+⑨) ⑩
㉘ 医療費控除	旭 一郎	20 総合課税・一時シ ⑪
㉙ 雑損控除	旭 一郎	21 合計 ⑫
㉚ 医療費控除	旭 一郎	22 社会保険料控除 ⑬
㉛ 雑損控除	旭 一郎	23 小規模企業共済等掛金控除 ⑭
㉜ 医療費控除	旭 一郎	24 生命保険料控除 ⑮
㉝ 雑損控除	旭 一郎	25 地震保険料控除 ⑯
㉞ 医療費控除	旭 一郎	26 寡婦、ひとり親控除 ⑰
㉟ 雑損控除	旭 一郎	27 勤労学生控除 ⑱
㊱ 医療費控除	旭 一郎	28 障害者控除 ⑲
㊲ 雑損控除	旭 一郎	29 配偶者(特別)控除 ⑳
㊳ 医療費控除	旭 一郎	30 扶養控除 ㉑
㊴ 雑損控除	旭 一郎	31 基礎控除 ㉒
㊵ 医療費控除	旭 一郎	32 ⑬から㉔までの計 ㉓
㊶ 雑損控除	旭 一郎	33 雑損控除 ㉔
㊷ 医療費控除	旭 一郎	34 医療費控除 ㉕
㊸ 雑損控除	旭 一郎	35 ⑬から㉔までの計 ㉖
㊹ 医療費控除	旭 一郎	36 雑損控除 ㉗
㊺ 雑損控除	旭 一郎	37 合計(㉓+㉔+㉕) ㉘
㊻ 医療費控除	旭 一郎	38 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得 ㉙
㊼ 雑損控除	旭 一郎	39 合計(㉘+㉙) ㉚

※あくまで記載例ですので実際の計算や適用と異なる場合があります

㉖雑損控除（該当する場合は3-㉖を記入、控除額を4-㉖に記入してください）  
前年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族の方が、災害（火災含む）、盗難、横領によって損害を受けた場合に控除できます。控除額はいずれか高い方の金額です。

・（損害金額－保険等により補填される金額）－（総所得金額等の合計額10％）  
・災害関連支出の金額 － 5万円  
\*所得税の控除については銚子税務署にお問い合わせください。  
★り災証明書、災害関連支出の領収書を添付してください。

㉗医療費控除（該当する場合は同封の医療費控除明細書を作成し、支払った医療費等を3-㉗に記入、控除額を4-㉗に記入してください。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告する場合は、4-㉗医療費控除の区分欄に1と記入してください）  
前年中にあなたが支払った医療費が一定金額以上ある場合に控除できます。詳細は同封の医療費控除明細書をご覧ください。

★医療費控除の明細書、またはセルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付してください。（領収書の提出は不要です）

㉘・㉙合計（⑬から㉔までの合計を4-㉘に記入、㉚・㉛・㉜の合計を4-㉙に記入してください）

### 1. 収入金額等 2. 所得金額

令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）に発生した収入について、区分ごとに所得金額を算出し、以下のとおり記入してください。

事業・不動産収入 ア～ウの収入に該当する場合は、収支内訳書を作成し、収入金額等（ア～ウ）・所得金額（①～③）、裏面「7事業・不動産所得に関する事項」欄を記入してください。

ア・① 営業等  
卸売業、小売業、飲食店業、建設業、運輸業、外交員、ホステスなど、農業以外の事業から生ずる収入・所得

イ・② 農業  
農作物の生産、果樹などの栽培、畜産などの事業から生ずる収入・所得

ウ・③ 不動産  
地代や家賃など不動産の貸付から生ずる収入・所得  
★収支内訳書（必要な方は税務課に連絡願います）を必ず添付してください。

エ・④ 利子 一般的に利子所得は源泉分離課税のため申告することはできません。ただし、源泉徴収されていない社債・公債・国外の銀行等の預金利子などは申告が必要です。

オ・⑤ 配当 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託の収益の分配などです。

収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、裏面「8配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。※上場株式等の配当所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達されるまでに「上場株式等の所得に関する住民税申告不要申出書」を提出してください。

カ・⑥ 給与 給料・賃金・賞与など  
源泉徴収票の支払金額（日雇いなど源泉徴収票が発行されない場合は裏面「6給与所得の内訳」を記入し、その合計額）をカに記入、5ページを参照し所得金額を算出し⑥に記入してください。

★源泉徴収票または支払額が確認できるもの（通帳のコピーは不可）を添付または提示してください。

キ・⑦ 雑（公的年金等） 国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など  
源泉徴収票の支払額をキに、5ページを参照し所得金額を算出し⑦に記入してください。

※遺族年金、障害年金は非課税のため収入金額に含みません  
※個人年金（公的年金以外）は「ケ・⑨ 雑所得（その他）」に該当します  
★源泉徴収票を添付または提示してください。

ク・⑧ 雑（業務）  
原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による収入・所得

収入金額をクに記入してください。収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入し、裏面の「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。  
★内容が確認できる書類を添付してください。

ケ・⑨ 雑（その他） 生命保険の年金（個人年金）、⑦、⑧以外の雑所得  
収入金額をケに記入してください。収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入し、裏面の「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。  
★個人年金の場合は支払調書を、他の場合は内容が確認できる書類を添付してください。

コ・サ・⑩ 総合課税の譲渡（短期・長期）  
土地建物・株式以外の資産（営業権、車両など）の譲渡による収入・所得  
（短期:取得後5年以内の資産 長期:取得後5年超の資産）

シ・⑪ 一時  
生命保険・学資保険・養老保険の満期返戻金などの一時的な収入・所得

裏面「10総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」を記入し、イの金額を1-コに、ロの金額を1-サに、ハの金額を1-シに記入、ニの金額を2-⑪に記入してください。  
※特別控除の額 最大50万円

# 所得金額の計算方法

## (1) 給与所得の算出方法

次の表にあてはめて所得金額を算出してください。

A 給与等の収入金額(税込)		円
※あなたの給与等の収入金額(Aの金額)が850万円を超える場合、または年金所得がある場合に所得金額調整控除が受けられることがありますので、(3)所得金額調整控除をご覧ください、確認してください。		
給与等の収入金額 A	給与所得の金額 B	
～550,999円	0	
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨) × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円～3,599,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨) × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨) × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	

※1円未満の端数があるときはその端数を切捨て

## (2) 公的年金所得の算出方法

次の表にあてはめて所得金額を算出してください。

公的年金等の収入金額	A	円
公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 (申告書表面 ①～⑥、⑧⑨⑩の合計)	B	円
公的年金等に係る控除額(下表から算出)	C	円
公的年金等の所得金額(A - C)	D	円

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 B		
	～1,000万円	～2,000万円	2,000万円超
65歳未満(※1) ～1,299,999円	60万円	50万円	40万円
65歳以上(※2) ～3,299,999円	110万円	100万円	90万円
～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

※1 昭和32年1月2日以後に生まれた方 ※2 昭和32年1月1日以前に生まれた方

## (3) 所得金額調整控除

次の①もしくは②のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得から控除できます。

①あなたの給与等の収入金額が850万円を超えていて次のいずれかの要件にあてはまる場合、Cの金額を給与所得から控除できます。

- ・あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合
- ・23歳未満の扶養親族がいる場合

給与等の収入金額(税込・最高1,000万円)	円	A
A - 850万円	円	B
所得金額調整控除額 B × 0.1(※)	円	C

※最高15万円、1円未満の端数があるときはその端数を切上げ

②あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、差引控除額(※)を給与所得から控除できます。

給与所得控除後の給与等の金額…(1)Bの金額(最高10万円)	円	D
公的年金等の雑所得の金額…(2)Dの金額(最高10万円)	円	E
所得金額調整控除額 (D+E) - 10万円	円	F
(3)①Cの控除額がある場合 (3)①C+F	円	差引控除額※
(3)①Cの控除額がない場合 F	円	差引控除額※

# 控除額の計算方法

## (1) 生命保険料控除の計算

①新制度のa.一般、b.個人年金、c.介護医療、②旧制度のa.一般、b.個人年金の区分ごとに支払保険料を集計し、それぞれ控除額を計算してください。区分ごとに計算した控除額を合計したものが生命保険料控除額(上限70,000円)となります。

※新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※①と②を合算する場合は、①と②についてそれぞれ区分ごとの控除額を計算し、区分ごとに合計してください。(区分ごとの上限額は28,000円。①よりも②の控除額が大きい場合の上限額は35,000円。)

例：① a. 一般 28,000円、② a. 一般 35,000円 一般 合計控除額 35,000円(ア)  
 ① b. 個人年金 28,000円、② b. 個人年金 10,000円 個人年金 合計控除額 28,000円(イ)  
 ① c. 介護医療 28,000円 合計控除額 28,000円(ウ)  
 ア+イ+ウ=91,000円 上限額を超えるため、生命保険料控除額 70,000円

## ①平成24年1月1日以後に契約した保険料(新制度)の場合

区分	支払保険料	控除額
a. 一般 b. 個人年金 c. 介護医療	12,000円以下	支払保険料の全額
	12,000円超32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
	56,000円超	一律28,000円

※ a.b.c.の区分ごとに控除額を計算し、合計してください。

各区分の控除上限額は28,000円、合計の控除上限額は70,000円となります

## ②平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧制度)の場合

区分	支払保険料	控除額
a. 一般 b. 個人年金	15,000円以下	支払保険料の全額
	15,000円超40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
	70,000円超	一律35,000円

※ a.b.c.の区分ごとに控除額を計算し、合計してください。

各区分の控除上限額は35,000円、合計の控除上限額は70,000円となります

## (2) 地震保険料控除の計算

支払った保険料から控除額を算出してください。

### ①地震保険料

支払い保険料	控除額 ア
50,000円以下	支払保険料 × 1/2
50,000円超	25,000円

### ②旧長期損害保険料

支払保険料	控除額 イ
5,000円以下	支払保険料の全額
5,000円超15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円
15,000円超	10,000円

### ③①地震保険料と②旧長期損害保険料が両方ある場合

(ア)と(イ)の合計額が地震保険料控除(控除上限額 25,000円)となります。

### (3) 寡婦・ひとり親控除の区分

あなたが寡婦またはひとり親である場合、次の表から控除額を算出してください。

区分		適用要件		控除額
		合計所得金額	扶養親族等の有無	
ひとり親 (令和3年12月31日現在で婚姻していない方など)		500万円以下	生計を一にする子	30万円
寡婦 (女性のみ)	死別		子以外の扶養親族 存在しない	26万円
	離婚		子以外の扶養親族 存在しない	26万円
				存在しない

※「子」は、前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

### (4) 障害者控除の区分

手帳の種類から障害の区分を確認し、控除額を算出してください。

区分	障害者手帳の種類や等級など	控除額
障害者	身体障害者手帳3～7級、療育手帳B級、精神障害者手帳2・3級など	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A・A級、精神障害者手帳1級など	30万円
同居特別障害者	特別障害者に該当する同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方	53万円

※障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方は、障害者控除を受けられる場合がありますので、税務課(0479-62-5321)へご相談ください。なお、65歳以上の場合には「障害者控除対象者認定書」が必要ですので、高齢者福祉課(0479-62-5398)へご相談ください。

### (5) 配偶者控除・配偶者特別控除の計算

あなたとあなたの配偶者の所得金額を次の表にあてはめて、控除額を算出してください。

	配偶者の合計所得金額		左に対応する給与収入金額	あなたの合計所得金額		
				～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除	70歳未満 (昭和27年1月2日以後生)	48万円以下	～103万円以下	33万円	22万円	11万円
	70歳以上 (昭和27年1月1日以前生)	48万円以下	～103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超～100万円以下		103万円超～155万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下		155万円超～160万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下		160万円超～166万8千円未満	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下		166万8千円以上～175万2千円未満	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下		175万2千円以上～183万2千円未満	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下		183万2千円以上～190万4千円未満	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下		190万4千円以上～197万2千円未満	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下		197万2千円以上～201万6千円未満	3万円	2万円	1万円
133万円超		201万6千円以上	0円	0円	0円	

### (6) 扶養控除の区分

区分	該当する生年月日	控除額
一般扶養親族 (年齢が16歳以上)	平成15年1月2日～平成18年1月1日 昭和27年1月2日～平成11年1月1日	33万円
特定扶養親族 (年齢が19歳以上23歳未満)	平成11年1月2日から平成15年1月1日	45万円
老人扶養親族 (年齢が70歳以上)	同居以外	38万円
	同居	45万円
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	平成18年1月2日以降	—

※配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事からの養育を委託された児童(いわゆる里子)または市町村長から養護を委託された老人であること